

1 生徒心得

以下の心得は、学校生活を快適に送るためのルールであり、足寄高等学校の生徒としての自覚を持ち、規律正しく生活すること。

(校内生活)

1 礼儀

礼儀作法は、極めて重要なことであり、礼儀正しい生活をする事。

2 職員室等への出入り

職員室等に入る場合、コート・帽子・手袋類を身につけない。

3 登下校について

(1) ホームルーム開始5分前に教室に入ること。

(2) 自動車・バイクの通学は、禁止とする。(特別措置は「交通安全および免許取得に関する規定」を参照)

(3) 自転車通学を希望する場合は、自転車通学届を提出し、自転車に登録ステッカーを貼付する。

4 授業

(1) 始業のチャイムがなったら、自分の席に着くこと。

(2) 授業のはじめと終わりに、ホームルーム委員長等の号令により礼をする。

5 学習環境の整備

(1) 教室内外における粗野な言動は絶対に慎み、お互いに明るくのびのびと授業を受けられるように協力しあう。

(2) 清潔な教室で授業を受けられるよう、お互いに気をつけること。

6 欠席・遅刻・早退

(1) 欠席・遅刻・早退をする場合は、保護者から担任に連絡をいれてもらう。

(2) 遅刻した場合は、職員室にある「遅刻届」に必要事項を記入し、教科担任に提出すること。

(3) 早退した場合は、職員室にある「早退届」に必要事項を記入し、担任に提出すること。

(4) 外出する場合は、必ず担任の許可を得ること。

7 服装・頭髪

(1) 学校指定の制服・上靴を着用すること。

(ア) 男子

ア 学校指定の紺のブレザー、グレーのスラックス、白のワイシャツ・ネクタイとする。

イ 夏季略装期間は、ブレザーを着用しなくてもよい。

ウ 夏季略装期間は、ネクタイをしなくてもよい(ネクタイをしない場合、ワイシャツのボタンを開けるときは、第1ボタンまでとする)。また、学校指定のポロシャツを着用してもよい。

エ 冬期間における登下校時の防寒着については、特に規定はしない。(万全の防寒対策を行うこと)

オ セーター・カーディガンの着用は認める。ただし、着用する場合は、ブレザーの中のみとする。色は、黒・紺・茶・灰色・ベージュ・白を基本とし、派手でないものとする。

(イ) 女子

ア 学校指定の紺のブレザー、グレーのスカート又はグレーのスラックス、グレーのベスト、白のブラウス・ネクタイ、紺のハイソックスとする。(スカート丈は膝丈)

イ 夏季略装期間は、ブレザーを着用しなくてもよい。学校指定ベストを着用すること。

ウ 夏季略装期間は、ネクタイをしなくてもよい(ネクタイをしない場合、ワイシャツのボタンを開けるときは、第1ボタンまでとする)。また、学校指定のポロシャツを着用してもよい。

エ 冬期間における登下校時の防寒着については、特に規定はしない。タイツ、ストッキング、スパッツ等を着用し、万全の防寒対策を行うこと。

オ セーター・カーディガンの着用は認める。ただし、着用する場合は、学校指定ベストの上からとする。色は、黒・紺・茶・灰色・ベージュ・白を基本とし、派手でないものとする。

(2) 登下校は制服の着用を原則とする。

- (3) 夏季略装期間は、6月1日から9月30日とする。
- (4) ジャージ登校可能期間は、6月1日から9月30日とする。
- (5) 頭髪は脱色・染色・人工的なウェーブ(パーマ、ドライヤー、こて)・化粧・ピアス等を禁止する。

8 履物

- (1) 履物は、上靴と外靴の区別を厳守する。
- (2) 上靴は、本校指定のものとし、必ず記名する。
- (3) 外靴は、学生向きのかかとの低いものとする。
- (4) ヒール・サンダル等、通学にふさわしくない履物は認めない。

9 携帯電話の使用心得

- (1) 原則、電源を切り、バッグに入れておくこと。
- (2) 使用時間は放課後のみとし、使用場所は自分が在籍する学年のフロア及び1階ホールのみとする。
- (3) 紛失・破損があった場合の一切の責任は、本人が負う。

10 所持品

- (1) 生徒手帳、身分証明書は常に携帯する。また、身分証明書は提示を求められた場合は見せること。
- (2) 学生として不適当な物を持ち歩かないこと。
- (3) 所持品を紛失・拾得したときは、ただちに先生に届け出る。
- (4) 余分な金銭はできるだけ持って来ないようにする。移動授業等で教室を空けるときは、必ず先生に預けること。
- (5) 生徒相互の金銭・物品の貸借は避ける。
- (6) 学校内での物品の売買はしないこと。校外においても、必ず保護者の許可を得るものとする。

11 校舎・施設・教材等の使用について

- (1) 公共物は大切に扱い、破損・紛失した場合はただちに担任又は顧問等の先生に申し出て、指示を受ける。
- (2) 生徒会室、部室等は必要な時以外の出入りを避け、かつ、鍵をかけておくようにする。
- (3) 生徒が校内に掲示をしようとするときは、掲示物を提出して指導部長の許可を、また校内放送をするときは、その原稿を提出して担当の先生の許可を受けること。
- (4) 休業中、休日の校舎使用は、事前に校長の許可を得なければならない。
- (5) 下校時間を越えて校舎施設等を使用する場合は、本校指導者がいる場合に限り午後7時をめぐりに使用できる。午後7時以降学校に居残る場合は許可を得る。

12 諸会合

- (1) 学校行事、及び生徒会関係の正式会合以外の集会・会合等は、責任者を定め担任に申し出て許可を得ること。
- (2) 経費は、一人1,000円以内を目安とする。
- (3) 他校生との交歓、または生徒会間の話し合い等は、学校の許可を得ること。

13 その他

- (1) 生徒間その他いかなる場合も暴力を用いてはいけない。
- (2) 登校後の電話の呼び出しは、緊急時をのぞいて取り扱わない。
- (3) 本校生以外の方を校内に伴ってはいけない。必要な場合は、担任または顧問の先生に申し出て、許可を得ること。

(校外生活)

1 日常生活

- (1) 生徒手帳・身分証明書を常に携帯すること。
- (2) 夜間の外出は遅くとも午後10時までとし、保護者に無断で外泊してはいけない。
- (3) 風俗営業法に指定された店への入場は禁止する。
- (4) カラオケBOXについては、午後7時以降は保護者同伴とする。

2 交友関係

高校生らしい健全な交友関係を保つこと。

3 諸会合・校外行事への参加

- (1) 会合には、本校の先生が1名、または保護者等に必ず参加してもらうこと。

- (2) 酒類を用いる会合には、自分が飲まなくとも参加してはいけない。
- (3) バンドライブ等の校外活動については、所定の用紙により届け出る。
- (4) 部活動以外のスポーツ大会、文化行事への参加は事前に保護者の承認を得て担任に届け出る。ただし、次のような場合が予想されるときは禁止する。
 - (ア) 学業に支障をきたすもの
 - (イ) 危険が予想されるもの
 - (ウ) 不健全な行事、反社会的なもの
- (5) 社会教育団体に所属するもの、またその団体の行事に参加するものは、あらかじめ担任に申し出る。

4 アルバイト（許可制）

アルバイト等は、事前に学校に届け出ること。アルバイトの心得は次の通りとする。

- (1) 風俗営業や危険な仕事はしないこと。
- (2) 勤務時間は午後9時までとする。
- (3) その他、労働基準法に基づくこと。
- (4) 定期考査の一週間前はしないこと。
- (5) 成績不振および欠時数が2割を超えている者のアルバイトは認めない。(欠点保有者は別途相談)
- (6) 学習や部活動など高校生としての本分である活動に専念させるため、1学年の前期（9月）は認めない。

5 自動車（バイク）運転免許の取得とバイク通学

自動車（バイク）運転免許の取得とバイク通学については人命保護の趣旨から禁止する。

（特別措置は「交通安全および免許取得に関する規定」を参照）

6 旅行・キャンプ

登山・スキー・サイクリング・キャンプ等で宿泊をとまなう旅行は、保護者またはそれに代わる引率者を必要とする。

(附則)

この規定は、平成20年	4月	1日	改訂施行
平成21年	4月	1日	一部改正
平成22年	4月	1日	一部改正
平成23年	4月	1日	一部改正
平成26年	5月30日		一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
令和3年	4月	1日	一部改正
令和6年	4月	1日	一部改正

2 下宿生心得

下宿生活は、親元から離れて自律的な生活を体験する機会でもあり、以下の心得を守り、明るく健康的で有意義な生活を送るように努めること。

- 1 下宿する者は、所定の用紙により校長に届け出ること。
- 2 共同利用の設備は大切に使用する。
- 3 暖房器具、電気器具、ガス器具等の使用については、十分注意する。
- 4 楽器の演奏、音楽鑑賞その他喧嘩になりやすいものは、他人の迷惑にならぬよう音量に十分注意する。
- 5 室内の清掃、換気は適切に行う。
- 6 学習時間など日常の生活を自主的に立案し、規則的で健全な生活を送るよう常に配慮する。
- 7 欠席・遅刻・早退する場合は、学校への届出とともに必ず管理人に連絡する。
- 8 門限は午後9時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、事前に管理人に連絡し、帰宅時間、外出先をはっきり告げる。
- 9 友人の下宿訪問は遅くとも午後8時までとし、溜まり場とにならない。
- 10 飲酒・喫煙はもちろん、マージャンなど高校生として好ましくない遊びはしない。
- 11 普段は家庭との連絡を密にするようにし、休業期間中は親元に戻るようにする。
- 12 下宿を変更する場合、1ヶ月前に管理人に連絡し、また同時に学校に届け出る。
- 13 その他の心得については、それぞれの下宿で決められている注意事項や、本校生徒心得に基づき、適切な判断のもとに健全な生活を行うこと。

(附則)

この規定は、平成20年 4月 1日 施行

3 バス利用心得

- 1 バス通学生は交通安全に心がけるとともに、他人の迷惑にならないようにする。
- 2 車内で大声を出すなど、他の乗客の迷惑になることをしない。
- 3 座席を確保するために空いている座席の上にかばんを置いたり、ひとりでいくつもの座席を占領したりして、他の乗客が座れないような行為をしない。
- 4 お年寄りや体の不自由な人がいたら、席をゆずる。
- 5 定期券・乗車券は正しく使い、不正行為等をしない。
- 6 バス等の設備には、絶対にいたづらをしない。
- 7 バス運転手等の指示には素直に従う。

(附則)

この規定は、平成20年 4月 1日 改訂施行
令和 4年 4月 1日 改訂施行

4 賞罰規程

(総則)

第1条 生徒の健全な育成を期し、明朗な秩序ある学校生活を樹立するために、問題行動のあった生徒に対しては個々に応じた特別指導を行う。

第2条 この規程は、本校に在籍する生徒に適用する。

(特別指導)

第3条 次の行為をした生徒は特別指導を行う。

- (1) 高校生として好ましくない場所に入ったり、好ましくない遊びをした者。
- (2) 交通法規に違反した者、及び交通事故(加害)を起こした者。
- (3) 不正行為をした者。
- (4) 飲酒、喫煙をした者。
- (5) 暴行・傷害行為をした者。
- (6) 万引き・窃盗・強盗等をした者。
- (7) その他無許可アルバイトなど学校の風紀、秩序を乱す等、生徒の本分にもとる行為をした者。

第4条 特別指導の種類

- (1) 学年指導
- (2) 指導部長注意
- (3) 校長訓戒 (保護者召喚)
- (4) 停学 (保護者召喚)
- (5) 退学 (保護者召喚)

第5条 問題行動の内容により、必要に応じて弁償、反省日誌等の提出、家庭謹慎及び登校謹慎を行わせる。

(手続き)

第6条 表彰・特別指導は生徒指導部会の提案に基づき、職員会議の審議を経て校長が行う。

(附則)

この規定は、	昭和51年	4月	1日	改訂実施
	平成6年	4月	1日	一部改正
	平成20年	4月	1日	一部改正
	平成23年	4月	1日	一部改正
	平成30年	4月	1日	一部改正

〈特別指導に関わる申し合わせ〉

- 1 「喫煙」とみなす範囲 「現場確認」、「現場同席」、「連絡+自認」、「煙草所持」を喫煙とみなす。ただし、教育相談等過去の喫煙事実を本人から聴取した場合は含めない。
- 2 問題行動等の事実行為についての情報があつた場合、担任等の段階で聞き流すことなく、必ず指導部に報告する。
- 3 「学年指導」の「指導」とは、特別指導の規定内での用語である。
- 4 「不正行為」については、事実がはっきりした時点で、ただちに家庭に帰し、教務内規と連動させる。

5 交通安全および免許取得に関する規程

(基本的態度)

第 1 条 本校生徒は、道路交通法および本規程を厳守するとともに、積極的に交通安全運動に協力すること。

(歩行者)

第 2 条 歩行者は、次の事項を守ること。

- (1) 道路の横断は信号に従い、横断歩道を通ること。
- (2) 歩道を歩くこと。歩道のない道路では右側を歩くこと。
- (3) 横に拡がって歩いたり、道路の中央を歩いたりしないこと。
- (4) その他道路への飛び出し等で、交通事故に巻き込まれることのないよう注意すること。

(自転車利用者)

第 3 条 自転車利用者は、次の事項を守ること。

- (1) 二人乗りは絶対にしないこと。
- (2) 無灯火運転は絶対にしないこと。
- (3) 整備不良車には乗らないこと。
- (4) その他の各法規を守ること。

第 4 条 自転車通学者は、次の事項を守ること。

- (1) 自転車通学をする者は、通学届けを提出すること。また、自転車は学校の自転車置場に鍵をかけ、きちんと整理して置くこと。
- (2) 学校名の記入されたステッカーを所定の箇所に貼付すること。
- (3) 冬期間は、危険であるので、通学は認めない。
- (4) その他の各法規を守ること。

(自動車運転免許の取得)

第 5 条 自動車運転免許を希望する者は、次の事項を守ること。

- (1) 進路が決定していること。
ただし、就職未定者については、卒業後の進路に備え、家庭学習期間から通学を認める場合がある。
- (2) 3 学年の生徒で自動車学校に入校を希望する者は、所定の用紙により校長に願い出、許可を得ること。
- (3) 自動車学校への通学期間を守ること。
通学期間は、後期中間考査後の土日祝及び冬季休業、家庭学習期間または、本校卒業後とする。卒業前には原則として免許は取得できない。ただし、就職決定者で通学期間等の時期変更が必要な場合、別途審議し校長が決定する。
- (4) 以下の者は、通学を認めない。
 - (ア) 特別指導期間中。
 - (イ) 成績不振 (仮評定 1 を有する者) および欠時数が 2 割を超えている者。
 - (ウ) 学校への諸納金が完納していない者。
- (5) 通学にあたっては本校規定を遵守し、学業に支障のないようにすること。

(バイク免許取得とバイク通学)

第 6 条 バイクの免許取得およびバイク通学を希望する生徒は、所定の用紙により校長に願い出ること。
その際、必ず保護者から学校に事情の説明があること。免許取得後は、取得届を提出すること。

第 7 条 バイク免許取得およびバイク通学を認められる生徒は、以下の者とする。ただし、バイクは原動機付き自転車に限る。また、バイク通学の区間は家から最寄りの駅・バス停までとする。

- (1) 生徒の家より最寄りの駅、バス停までの最短距離が 4 Km以上の者で、バイク免許が必要と思われる者。(距離の確認は、ホームルーム担任と生徒指導部教員が行うものとする)
- (2) 前号 (1) の条件以外の者で、必要と認められる者。

第 8 条 バイク免許所持生徒は、次の事項を守ること。

- (1) 取得届出証を常に携行すること。
- (2) バイクの貸し借りはしないこと。

- (3) 整備不良車には乗らないこと。
- (4) 一家に2台以上のバイクがある場合は、その各々を登録すること。
- (5) 必要時以外にバイクを運転するのは避けること。
- (6) 冬期間はバイクの運転はしないこと。
- (7) バイクの置き場所を確保し、学校に報告すること。
- (8) 道路交通法を守ること。

(自動車・バイクの同乗)

第9条 家人または信頼できる知人以外の車両には同乗しないこと。

(違反生徒への特別指導)

第10条 以上の各条項に違反した者は、その程度や内容に応じて特別な指導を行う。

(附則)

この規定程は、	平成 6年	4年	1日	改訂施行
	平成20年	4月	1日	一部改正
	平成21年	4月	1日	一部改正
	平成23年	4月	1日	一部改正
	平成30年	4月	1日	一部改正
	令和 5年	4月	1日	一部改正
	令和 6年	4月	1日	一部改正